

平成 2 5 年 度

事 業 計 画 書 (案)

社 会 福 祉 法 人 宗 像 会

平成25年度事業計画(案)

I 基本方針

障害者自立支援法に基づき、くすの木園では平成21年度より新体系に移行し、大きな変化の中で4年が経過しました。この移行により、三つの支援事業(・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業・生活介護事業)が確立し、その三事業にそれぞれ目標とテーマを掲げ特徴ある事業を展開し確実な実績を残して参りました。

しかしながら、本年度は、当法人の柱の事業となっておりました就労移行支援事業を廃止して就労継続支援B型事業として取り組むことにしました。この改廃の主旨は、当会の特色を生かしながら利用者へ充実したサービスを提供するとともに園運営の効率化を図ることを主眼に置き利用者の要望と昨今の社会情勢の変化などの諸情勢に適宜的確に対処しようとするものです。

その他の事業として宗像市から指定を受けた指定特定相談事業は障害者等に関する様々な問題について相談に応じられるよう人の配置と相談室を確保し必要な支援を行います。

また、築30年を経過した当法人の施設は、老朽化が進行しこれまでの施設整備事業では対処しにくく耐震度調査の結果、現時点では改修で十分対応できるとのことから人・時期・金の面から熟慮を重ね改修することを決断しました。

それと併せて保護者からの要望が強かった「くすくすホーム」の改装と増築も一部負担があるものの家主さんの同意が得られましたので着工いたします。

この度、現行自立支援法の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」と改められ4月より施行されます。目的理念に「基本的人権を享受する個人としての尊厳」が掲げられ障害者の範囲として難病等を追加、現行の障害程度区分を障害支援区分とし知的障害及び精神障害の特徴を反映できるような仕組みになります。そのなかでも障害者に対しての支援サービスに関しては①重度訪問介護の対象拡大②グループホーム、ケアホームの一元化③地域移行支援の拡大等が主な内容となっております。

先の総選挙で政権交代があり、障害者基本法の基本ともいえる基本的人権に関わる生活保護費の削減等が取り出されております。これらの制度改正や福祉予算の削減等により今後、事業者及び福祉施設現場にとってどのような影響が出てくるのか予断をゆるしません。

そこで、当法人では健全な施設運営を行うため、施設での諸問題の整理及び事業の費用対効果の面に配慮しつつ、全ての事案に迅速な対応を行い特に、利用者の確保を最重要視するとともに、当施設の生産商品の改良、加工及び販路拡大や授産事業の精度アップと納期の短縮等で業者の信頼を確立しながら新たな授産事業にも挑戦し工賃のアップに繋がります。

宗像市、福津市、各特別支援学校及び関係機関との連携に努め、利用者の増とサービスの質の向上を目指します。そのため、まず職員の福祉専門職としての意識改革と業務に対する能力の向上を図りながら昨年採用された専門職員の実践力の発揮等を促します。

また、作業療法士による利用者の日常生活上の支援や機能回復訓練等の効果も具体的に表われており更なる目標を掲げその効果を確実に担保します。

当園の目指す目標として、①日常生活に適したサービスの提供、②就労に必要な知識や能力の向上及び施設外実習の確保、③報酬の確保、④安定的な仕事の確保、⑤利用者の確保の5つを掲げ、利用者、事業者双方の視点から健全な施設運営に取り組みます。

以上のような基本方針を踏まえ、平成25年度においては、施設運営の安定化と健全な経営を目指し、以下の事業計画を進めます。

II 法人の運営

1、評議員会・理事会について

法人の諮問機関であります評議員会及び法人の最高意思決定機関である理事会を定款の定めに従い定期的に年2回（3月・5月）開催します。また、必要に応じて適宜開催します。

2、監事監査について

定款第11条に基づき、理事の業務の執行の状況及び法人の財産等の状況について定期監査を実施し、その他必要と認めるときは随時監査を行い、その結果を評議員会・理事会等に報告します。また、県の指導監査に立会をするなど、監事機能の向上を図ります。

3、障害者総合支援法による事業サービスの充実について

障害者総合支援法による新たな支援事業の内容を常に検証し、課題が生じた場合はその対応を迅速に行い、充実した施設運営に取り組みます。

4、経営基盤の強化について

福祉サービス事業者としての倫理観の醸成、社会福祉法人としての法令の遵守、公益性、施設経営における効率性等について、近年の経済情勢の悪化に対応するため、経営基盤の強化を図るとともに、財務の健全化を図り、将来必要となる資金需要にも備えてまいります。

また、平成25年度は、昨年末に新政権が誕生し経済情勢も福祉環境も大きなうねりの中に投げこまれ変貌の時が来たようで景気の見込みが難しいと予想されます。

したがって、これからも更なる健全な施設運営を図るため、事業の費用対効果面に配慮をしつつ利用者のサービス低下にならないよう、事業の見直しに着手し、経費節減につなげ効率的な予算執行を図ります。また、利用者の増加対策に繋がるような当園の特徴ある施策に取り組みます。

なお、当施設も老朽化に伴い、年次施設整備計画を策定し、利用者が安心できる施設環境整備を図ってきましたが築30年も経ち施設を管理する修理等も限界に来ておりますので「くすの木園」と「くすくすホーム」の改修や改装・増築に取り組み利用者の安全確保と職員の執務環境の向上を図ります。

Ⅲ 施設の運営

1、利用者の確保について

- ・ 施設利用定員 50名 平成25年4月1日現在(予定) 現員58名
- ・ グループホーム定員 4名 現員 4名 (9月より9名に増員予定)

これからも当園の特徴を生かしながら、また、特別支援学校、関係機関や各種団体に対して広報や交流を積極的に行い24年度以上の利用者の確保に努めます。

また、将来を見据えた利用者と保護者からの課題の解消と経営安定化のため、くすくすホームの定員を4名から9名に増員しニーズに応えます。

2、組織体制の充実と職員の適正配置について

昨年の4月から組織改革の実を挙げるため利用者本位の視点に立った福祉サービスが十分に提供できるよう、業務内容、業務量及び利用者の状況等に十分配慮して適材適所の配置に努めるとともに支援事業や事務事業の責任体制と将来を見据えた業務の進行管理の確立に努めます。また、昨年度より法律が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正されサービス提供職員については、人員配置基準を確実に遵守して、2事業（就労継続支援B型及び生活介護）の充実・強化を図ります。

特に、本年度は、昨年4月1日に宗像市より指定を受けた指定特定相談支援事業も具体的な業務とし付加され相談者のニーズに適宜・的確に応えるため組織を挙げて取り組みます。

3、会議等について

施設の適正な運営と職員の資質の向上を図るため、次の会議を定例的に開催し、指示命令の徹底、情報の共有、意思の疎通を図ります。また、本年度は昨年度以上の各種事業等の増加が予想されますので適切な支援計画を策定し、諸問題の整理、研究、協議など、いままで以上に職員の意識改革を進め、福祉専門職としての能力が図られるような会議の開催等に努めます。

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| (1) 運営会議：毎月第4火曜日 | 理事長・管理者・幹部職員3名 |
| (2) 職員会議：毎月第1及び第3水曜日 | 管理者・職員 |
| (3) ミーティング：毎朝（午前8:45～9:00） | 管理者・職員 |
| (4) 支援員等会議・研修：偶数月 | 支援員 |
| (5) くすくすホーム運営会議：年2回 | 保護者代表・世話人・夜間支援員・管理者・職員2名 |
| (6) 給食運営会議：年2回 | 委託業者（担当・栄養士・調理員）管理者・職員2名 |

4、職員の資質の向上

社会情勢の変化に対応するため新体系2事業への特化と指定特定相談支援事業の道

加で、事業運営が変わり、業務及び経営にも大きな変化が予想されます。この変革期をチャンスととらえ質の高い福祉サービスの提供を図るため、職員一人一人が意識改革をし、利用者へのサービス提供に対する姿勢や専門性など、その資質の向上と福祉専門職としての自己研鑽に努める必要があります。したがってサービス提供に対する企画、立案や自己啓発、外部研修、研究協議会、他施設との交流などへの参加を積極的に行なうとともに、福祉専門資格の取得にも積極的にチャレンジできるよう当法人としても各研修等に対して、積極的に参加できるよう支援します。

特に、昨今の OA 環境の変化は激しくパソコンは事務処理や支援事業の道具として活用できるよう職員全体のスキルアップを図り各種ニーズに応えます。

また、外部研修の機会を確保するなどして、職員のより一層の意識改革と専門職としての資質の向上を図ります。

IV 利用者の支援及び指定特定相談支援

1、利用者支援の基本方針について

- (1) 利用者が愛に包まれ、真に幸せを感じる園づくりを行います。
- (2) 園は、利用者の自立の場として、生活自立の場、福祉的就労の場、一般企業等への就労の促進の場を目指し、生きがい追求の場として支援します。
- (3) 園は、地域のバックアップで設立された経緯を踏まえ、地域の福祉分野の中核となるよう努めます。
- (4) 重度、重複、高齢化が進む利用者の現状に対応できるよう環境整備を行います。
- (5) 支援員は、福祉専門職として、資質の向上に努め、利用者のニーズに合わせた事業の企画などを立案し的確なサービスを行います。

以上の基本方針の下に、各事業（就労継続支援 B 型、生活介護支援及び指定特定相談支援の 3 事業）の利用者個々の支援計画を策定し、利用者にとっての質の高いサービスが実施されるよう、次のような支援活動を行います。

2、支援事業

テーマに沿ってより特徴ある事業を展開していきます。

(1) 就労継続支援 B 型事業

●ハートワーク班

☆ テーマ：【安全に心がけ安心できるものづくりをしながら、個々の個性を伸ばし、体調管理に努める。】

目 標

・生産活動を基本にして、個々にあった作業技術や能力の向上を図るとともに挨拶や言葉遣いの訓練を行いながら工賃アップを目指すことで、はたらく喜びを感じられるように支援します。

また、年 2 回程度（半日）班内での余暇活動を取り入れます。

- ・買い物でお金の使い方を学ぶ
- ・レクリエーションでコミュニケーションを強める。

作業内容 椎茸栽培、アルミ缶、セラシート、公園清掃、除草作業、ミニ門松製作、リサイクル作業、乾燥野菜作り（椎茸・大根・かぼちゃ・人参など）

訓練・支援内容 個々の支援計画に基づき、あいさつ、言葉遣いの訓練を行います。また、生活面の訓練や支援にも取り組みます。

● **フロンティア班**

☆ テーマ：【まじめに美味しいパン作りを利用者主体で行っていく】

目 標

・毎日、元気にパン、リサイクル作業を行っていくために、作業能力の向上と健康維持を目標とします。

作業内容

- ① パンや菓子の製造
- ② リサイクル作業（3週間に1週）
- ③ 必要に応じて園外実習等

訓練・支援内容

- ① 作業中の個々の役割を明確にして、責任感の向上を目指します。
- ② 体操や運動をする時間をつくり、健康維持を図ります。
- ③ 社会性の向上のため、利用者主導で園外レクリエーションを企画して実行します。
- ④ 多くの収入を得る喜びを実感できるように、日々まじめに取り組む意識を引き出します。
- ⑤ 定期的な販売会で、地域との交流を図ります。
- ⑥ 必要に応じて、園外実習に取り組みます。
- ⑦ 必要に応じて、就業・生活支援センターやハローワークとの連携を取り、就労支援を行います。
- ⑧ 就職後も定期的な職場訪問や園の行事等へ誘い定着支援を行なっていきます。

(2) 生活介護支援事業

☆ テーマ：【個々を生かした愛にあふれるスマイル支援】

目 標

- ・健康で楽しい生活が維持できるような園生活に努めます。
- ・生産活動・リハビリ訓練・創作活動のバランスを考えつつ、個性を大切に本人の生きがい、自立に繋がる体験をメニューに取り入れる工夫をします。
- ・授産活動に参加することで工賃を得る喜びを感じてもらい、作業を通じて意欲・集中力・持続力を高めることに努めます。
- ・機能訓練を通して身体機能の維持に努めます。
- ・創作活動を通じて自分が楽しみ、仲間と過ごす楽しさを知り協力し合う力や連帯力を養うことに努めます。
- ・個々のニーズに合わせ自立訓練に努めます。
- ・個々の健康管理にも重点を置いたサービスに努めます。

作業内容

菓子箱組み立て・箸入れ、ペーパーナプキン折り、歯科治療用ガーゼ折り、弁当箱パック詰め、EM ボカシ作り・DM 入れ・健康玄米ニギニギ棒玄米入れ・セラシート作り

訓練・支援内容

- ① 作業支援を基本におきながら日常生活の支援を行います。特に、日常生活に関しては相談を受けながら助言及び指導を充実させます。
- ② 機能訓練ではOTによる週一回のリハビリを充実させます。
- ③ 書画、音楽、運動のグループに分かれて月に1回創作活動を行います。
- ④ 毎朝のラジオ体操やウォーキングで健康維持に努めます。
- ⑤ 季節感を取り入れた行事や外出等を行います。(花見、七夕、紅葉狩り、節分)
- ⑥ 個別の自立訓練を行います。(お金の学習、手先の訓練、家事練習、数の概念の学習、発声訓練等)

(3) 指定特定相談支援事業

☆ 昨年4月1日の障害者自立支援法の改正があり、障害福祉サービスの全利用者が(知的・精神・身体等)がサービス利用計画作成の対象となり、宗像市においても相談体制の強化が急務となりました。当くすの木園では、このような市の要請に呼応し昨年の4月より宗像市指定特定相談支援事業を立ち上げました。

現在、各支援学校卒業生からの依頼もあり、本館内に相談室を常設し更なる外部からの依頼や在園している園利用者すべてのサービス利用計画に着手し利用者や家族が「こうありたい」と思う生き方が実現できるよう一緒に考え利用者の持つ力を最大限発揮できるよう支援します。

業務内容

計画相談支援

- ① サービス利用支援(サービス利用計画の作成)
- ② 継続サービス利用支援

基本相談支援

- ① 障害者本人や保護者からの相談対応

3. 社会参加促進事業について

通所生活に潤いと変化をもたらすために、スポーツ・芸術文化活動・レクリエーション等を行うことにより、教養や情操を高めること及び、喜び、楽しさまた、健康維持と健康促進などを目的に種々の行事を行います。その主なものは次のとおりです。

- ・4月 遠足 ・6月 4施設親善スポーツ大会 ・7月 社会見学 ・10月 運動会
・12月 観劇会、餅つき 1月 新春懇親会(利用者、保護者、職員)

- ・月1回ヨーガ及びクラブ活動（ドライブ、カラオケ、水泳、手芸、ウォーキング、
絵画、調理、ダンス・リズム）

4, 緊急家庭支援システムについて（平日・休日預かり）

当園独自の取り組みとして、保護者が仕事や病気等により家庭において一時的に利用者の世話が出来ない状況にあるときは、他の福祉施策を利用するまでの間、次の条件で支援します。

- (1) 支援理由： 病気、出産、事故、災害、失踪、外出、転勤、付添い看護等
- (2) 支援員： 生活支援員等
- (3) 利用時間：（平日・17:00～20:00）（休日8:00～20:00）
- (4) 利用料 施設使用料1日300円
- (5) 支援料 1時間700円
- (6) 食事代 実費(500円程度)

5, 健康(危機)管理

施設やホームにおいて食中毒、感染症、医薬品、飲料水、その他何らかの原因により生じる利用者の健康被害の発生予防には、細心の注意を払うとともに、また、重大な健康被害が発生した場合には健康危機管理マニュアルに基づき各関係機関との連携を図りながら拡大防止、治療等に関する処置を迅速かつ適切に行ないます。

また、看護師2名を各日ごとに配置し健康維持対策と緊急事態に即応したAEDの導入による取り扱い研修や消防署の救急救命講習会にも職員を積極的に参加し緊急時の対処策を講じております。

特に、利用者の加齢による重度障害及び重複障害が進展していることから、主治医、嘱託医、家庭との連携を密にし、毎日の検温をはじめ適宜に検尿を実施し健康管理に努めます。

なお、当園においては、次の検診を実施します。

- (1)定期健康診断(9月)
- (2)嘱託医による内科検診・健康相談(2月)
- (3)宗像歯科医師会による歯科検診(9月)

6, 安全対策について

施設の運営上、利用者の安全対策は不可欠です。このため、日ごろから利用者の行動等には十分注意を払うとともに、施設設備及び器具、什器や危険箇所の安全点検を実施します。また、年2回（11月と2月・宗像地区消防本部職員による指導）の訓練と火災及び地震の防災講習及び自動車の始業点検や毎月一回の整備点検を実施しています。

毎月第1金曜日には、車の洗車の実行及び安全運転の徹底と啓発並びに施設内の安全管理運営に伴う、緊急連絡網の整備等安全対策上の必要な措置を講ずるとともに、利用者及び職員の危機管理意識の徹底を図ります。

特に、宗像市とは災害発生における福祉避難所の設置運営に関する協定を平成24年12月28日に取り交わし災害発生時の要援護者等の日常生活に支障がないよう寄与することにしております。

V グループホーム(くすくすホーム)の運営について

ホームの運営にあたっては、社会福祉法人宗像会運営規程、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス(共同生活援助・共同生活介護)事業所くすくすホーム運営規程及び同施行細則、くすくすホーム世話人行動指針及びくすくすホーム夜間支援従事者の配置等を通じて障害者の安全や人権を遵守して援助事業の円滑かつ適正な運営に努めます。

本年の中途には、くすくすホームの改装・増築を行い保護者からの要望と利用者の地域での自立に応えます。

また、当園くすくすホーム運営委員会では、よりよい環境の下で利用者が満足した生活が出来るよう協議を重ね、意義ある委員会の運営に努めます。なお、利用者の(くすくすホーム)自立の場、個人生活の場も考慮した支援計画を作成し支援をします。

VI 地域福祉の推進

施設設立の経緯を踏まえ、地域福祉の中核となるよう努め、その一環として次の事業を行います。

1、日中一時支援事業の受託について

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月1日より通所施設の短期入所事業は、日中一時支援事業(地域生活援助事業)として、市町村事業に再編されました。現在、宗像市及び福津市とあらかじめ委託契約を締結して、委託に基づき高等部の夏・冬休みを中心に利用者を受け入れています。

施設利用につきましては、実施要綱、委託契約等に留意して事業目的に沿って適正に運営をしていきます。

2、実習生、見学者の受け入れについて

毎年各大学校や福祉従事者養成機関、市外からの普通学校、特別支援学級関係者、宗寿園ケアスクール、市内中学校等の職場体験や宗像市ボランティアセンター研修などの実習生や見学者を受け入れています。今年度においても可能な限り受け入れをし、研修の実施機関として、また、福祉に関する啓発施設としての使命を果たしたいと考えています。

3、ボランティアとの交流について

生活自立支援及び作業自立支援や行事、余暇活動を実施するうえで、ボランティアの皆さんの果たす役割は大きいものです。特に長年にわたって関わりのあるボランティアの会（アロー）の皆さんとの交流を、より一層深めていきます。

今年度は、ボランティア講座を開催し新しい会員の発掘をしていきます。

また、宗像市ボランティアセンターとの連携を大切に地域との交流を積極的に図ります。

4、地域との交流について

地域に信頼され、開かれた施設として、また、地域福祉に貢献する施設としてその役割を果たすことは施設の使命です。このため行事等の機会を通して地域との交流を積極的に行います。

- (1) 地域イベントへの参加
- (2) 生産製品の販売、購入の協力
- (3) 施設行事への案内
- (4) クリーンアップ宗像運動への参加
- (5) 地域の清掃活動の実施

VII 保護者との連携

1、目的：園に対する円滑な運営に資するため、助言及び援助

2、事業：総会・運動会(家族参加)・研修会・餅つき(家族参加)・新年会の協力

くすの木園

リハビリ訓練計画

H25年度

方針

☆ 3 (栗・かき・うめ) グループ分けをし、それぞれのグループごとを実施する。

リハビリ訓練の目標

- ① 基礎体力の維持向上
- ② 正しい姿勢を保つ
- ③ 明瞭な言葉や嚥下障害の予防を図る
- ④ 円滑なコミュニケーションを図る
- ⑤ 運動は身体の部位の認識と姿勢や正確な運動指導をする。

⑥ 数字文字の学習は10までの数の学習をする。

⑦ 社会性については、他者への配慮が出来るよう指導をする。

※ 栗グループ

① 毎月の歌をうたう。

② 体操を丁寧に指導する。特に、首の運動や肩の運動を中心に行う。

③ リズムに合わせた足踏みをする。

④ 棒体操を一人ずつ丁寧に指導する。今年は、背部の動きを行う。

⑤ 1から10の数を教える。

※ かきグループ

① 体の部位の理解が出来、動きがスムーズに出来るように指導する。

② 数の文字の認識が出来るようにする。

③ 1から10の数を認識できるように指導する。

※ うめグループ

① 行進が上手にできるようにする。

② 積極的に後かたづけが出来るようにする。

③ 10以上の数の認識が出来るようにする。

④ 互いのコミュニケーションが取れるよう活動を取り入れる。

1年の計画

4月・・・体力測定

5月・・・風船バレー大会

6月・・・体操チェック

7月・・・ボーリング大会

8月・・・

9月・・・体力測定

10月・・・運動会

11月・・・

12月・・・買物ゲーム

1月・・・体操チェック

2月・・・

3月・・・発表会

実施日

毎週火曜日 10時～

平成 25 年度 年間行事予定表

日曜	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1月	水	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
2月	木	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
3月	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
4月	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
5月	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
6月	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
7月	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
8月	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
9月	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
10月	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
11月	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
12月	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
13月	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
14月	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
15月	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
16月	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
17月	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
18月	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
19月	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
20月	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
21月	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
22月	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
23月	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
24月	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
25月	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
26月	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
27月	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
28月	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
29月	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	月	土
30月	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	—	日
31月	—	金	—	水	土	—	木	—	火	金	—	月
摘	支援計画中間報告 (継続B・生活介護)											
要	利用者・職員除草											

※ 今年の5月6日・11月4日の振替休日は、開園になります。

※ 年度途中行事の変更があるかもしれません。